

『年度監査』と『連合年度検査』

中国では外国資本により設立された企業（以下、「外商投資企業」とします。）は法令により年末（12月31日）が決算日とされます。このため、中国の現地法人や駐在員事務所は一年が終了した後に、多くの手続きを行う必要があります。今回は、このような手続きのうち『年度監査』と『連合年度検査』という二つの手続き（※1）についてご説明します。

（※1）『年度監査』『連合年度検査』とは中国語を日本語に翻訳した一般的な表現です。

1、年度監査

外商投資企業は法令により会計年度（1月1日から12月31日までの一年間）終了後、登録会計士（日本でいう公認会計師）による監査を受けることが義務付けされております。この義務付けされた法定監査が『年度監査』であり、これは企業の会計上の一年を締めくくるための手続きと言えます。

日本では法定監査は上場企業や資本金5億円以上等の大企業にのみ義務付けされており、いわゆる中小企業については必要とされません。一方、中国の外商投資企業は会社の大小とは関係なく、上記の通り登録会計師による『年度監査』を受ける必要があります。この点が大きな特徴と言えます。なお、『年度監査』の結果として発行される年度監査報告書は、登録会計師が所属する会計事務所名義で発行されます。

2、連合年度検査

『年度監査』と似て非なるものとして、『連合年度検査』という手続きがあります。中国の外商投資企業や駐在員事務所は、中国国内で活動を行う前提として、商務委員会や工商行政管理局、税務局等、多くの政府機関から許認可を受け、その監督下に置かれています。そして、これら政府機関に対して年に一度、現状に関する届出（報告）を行う必要があります。この手続きを年度検査といいます。

しかしながら、これらの政府機関はそれぞれ独立していますので、個別にこの年度検査の手続きを行うことは、非常に煩雑かつ時間を要することになります。その中で、外商投資企業が行うべき年度検査のうち、一定の政府機関への手続きを一定の期間に限定して、一定の場所に窓口を集中させ、一括して手続きを進めることを可能とする手続きが『連合年度検査』であり、一年の経営を締めくくった後の政府機関への届出業務と位置づけることができます。

■一般的な外商投資企業が年度検査を受ける政府当局

商務部門	『連合年度検査』手続きが可能
工商行政管理部門	
外貨管理部門	
税務部門	
財政部門	
統計部門	
質量監督検査検疫総局	(組織機構コードの管理当局)
外国人就業管理当局	(就業証の管理当局)